

第14章 国民保護の概況

国民保護の普及推進

1. 国民保護の概要

平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称 国民保護法）が施行され、武力攻撃や大規模テロなどの事態が発生した際に、国、県、市町村など関係機関が相互に連携協力して、住民を守るため、各機関が国民の保護に関する計画を作成し、住民の避難や避難住民の救援など国民の保護に関する措置を行うこととされた。

2. 県国民保護計画等

県は、国民保護法及び国の定める基本指針に基づき、平成18年3月に県国民保護計画を作成した。さらに、平成18年度には、市町村において国民保護計画が、また、指定地方公共機関（県内17機関）でも、国民保護業務計画がそれぞれ作成された。

平成25年3月、平成26年5月及び平成29年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更されたこと等に伴い、平成26年11月、平成27年3月及び平成30年8月に県国民保護計画を一部変更した。

・富山県国民保護協議会

知事の諮問に応じ、国民保護に関する重要事項の審議を行う機関で、県の国民保護計画作成にあたっての審議を行う。（会長：知事 委員：68名）

3. 国民保護の普及推進

・国民保護フォーラム in 入善町

- (1) 開催日時：令和4年12月17日（土）
- (2) 会場：入善まちなか交流施設うるおい館イベントホール
- (3) 参加人数：52人

4. 国民保護訓練の実施

県では、大規模テロや武力攻撃事態における対処能力の向上を図るため、国や市町村、関係機関等と共同して、平成17年度から毎年事態想定を変えて、国民保護訓練を実施している。令和3年度は、国と共同で実動・図上訓練を実施した。

・令和4年度富山県国民保護共同図上訓練

- (1) 実施日時：令和4年11月8日（火） 13:00～16:30
- (2) 訓練場所：富山県庁防災危機管理センター4階オペレーションルーム・5階大会議室、入善町役場2階会議室
- (3) 事態想定：緊急対処事態
（消防団への爆発物投げ込み、武装勢力による民間人を人質とした立てこもり）
- (4) 参加人数：約170人
（内閣官房、消防庁、警察庁、防衛省・自衛隊、内閣府、海上保安庁、富山県、富山県警察、富山市、入善町、新川地域消防組合 等）
- (5) 内容：緊急対処事態の認定を受け、被害情報の収集・共有、救出・救護及び住民避難誘導等についての連絡調整などの応急対策、緊急対処事態対策本部の設置・運営、国及び関係機関等との連携・調整を実施した。